

予算決算委員会総務文教分科会記録

1 日 時 令和5年6月27日（火曜日）

開 会	午前 9時57分
休 憩	午前10時07分
再 開	午前11時44分
休 憩	午前11時46分
再 開	午後 1時07分
休 憩	午後 2時07分
再 開	午後 3時15分
閉 会	午後 3時25分

2 場 所 第 1 委 員 会 室

3 出席委員 8人

分科会長	松 井 邦 人
分科会副会長	金 岡 貴 裕
委 員	飯 山 勝 彦
//	東 篤
//	松 尾 茂
//	鋪 田 博 紀
//	赤 星 ゆかり
//	柞 山 数 男

4 欠席委員 0人

5 地方自治法第105条の規定により出席した者

議 長 金 厚 有 豊

6 説明のために出席した者

【企画管理部】

部長	前田 一士
法務指導監	福島 武司
理事（ガラス美術館長）	土田 ルリ子
部次長	刑部 博規
部次長（行政改革・公共施設再編・人事管理担当）	関谷 雄一
情報企画監	小倉 康男
参事（政策秘書担当）	本郷 由佳
参事（企画調整課長）	高橋 洋
参事（文化国際課長）	豊島 栄治
参事（婦中ふれあい館長）	宮前 仁
行政経営課長	岸 聡之
文書法務課長	東福 光晴
職員課長	竹内 孝
秘書課長	植野 聡希
広報課長	栗山 朋子
情報システム課長	中川 哲也
スマートシティ推進課長	越村 真
ガラス美術館次長	水原 秀樹
職員研修所長	舩田 恵美
公文書館長	木下 満
富山外国語専門学校事務長	横越 純
富山ガラス造形研究所事務長	佐伯 緑子
企画調整課主幹（調整担当）	堀 友彰

【防災危機管理部】

部長	中村 敏之
部次長	増山 和弘
部次長（生活安全交通・防災危機管理担当）	浅野 丈晴
参事（少年指導担当）	小善 誠
防災危機管理課長	山口 敬
生活安全交通課長	廣瀬 康之
防災危機管理課主幹（調整担当）	大浦 寛之

【教育委員会】

事務局長	砂田 友和
理事（事務局次長（総務・社会教育担当））	古西 達也
事務局次長（学校教育担当）（教育センター所長併任）	竹脇 孝志
図書館長	越野 伸二
科学博物館長	水高 清志
民俗民芸村管理センター村長	若木 佳之
参事（郷土博物館長）	坂森 幹浩
教育総務課長	青山 哲也
学校再編推進課長	山口 雅之
学校施設課長	高瀬 雅基
学校教育課長	福満 弘信
学校保健課長	由水 正恵
生涯学習課長	加藤 孝一
教育行政センター所長	片山 尚之
埋蔵文化財センター所長	堀沢 祐一
市民学習センター次長	寺島 優子
教育総務課主幹（調整担当）	仙石 正明

【財務部】

部長	牧田 栄一
部次長	石金 俊介
部次長（税務担当）	笠間 信行
参事（資産活用担当）	高場 英人
参事（債権管理担当）	加藤 康博
財政課長	中山 武史
管財課長	高道 伸治
契約課長	高波 宏明
工事検査課長	坂井 義隆
納税課長	瀬川 智行
市民税課長	大島 聡
資産税課長	小川 徹雄
債権管理対策課長	川崎 隆人
財政課主幹（調整担当）	原城 禄充

7 職務のために出席した者**【議会事務局】**

議事調査課議事係長	土方 智樹
議事調査課主任	田伏 由佳
議事調査課主任	杉林 睦美

8 会議の概要

分科会長 ただいまから、令和5年6月定例会の予算決算委員会総務文教分科会を開会いたします。
なお、本日は地方自治法第105条の規定に基づき、金厚議長が出席されています。

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

分科会長 審査に先立ち、分科会記録の署名委員に、飯山委員、東委員を指名いたします。
各案件の審査については各部局単位とし、お手元に配付してあります審査順序のとおり行う予定であります。
なお、質疑については、議案に直接関係あるものだけにお願いいたします。
また、委員及び当局の皆さんに申し上げますが、質疑・答弁及び説明については、簡潔・明瞭に行っていただきますようお願いいたします。
これより、企画管理部所管分の議案の審査を行います。
議案第83号 令和5年度富山市一般会計補正予算（第2号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費中、企画管理部所管分
を議題といたします。
これより、順次、当局の説明を求めます。

企画管理部長 〔挨拶〕

企画管理部次長 〔企画管理部所管分の概要について、議案説明資料により説明〕

行政経営課長 〔議案第83号について、議案説明資料により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

- 東委員 議案説明資料２ページ（３）のサービス購入費に関して、維持管理や建設に係る費用との説明がありました。より詳細に説明をお願いします。
- 行政経営課長 サービス購入費とは、PFI事業において、発注者である地方公共団体や国が、受注者である民間事業者へ支払うお金のことです。
PFI事業でサービス購入費に含まれるものは、設計や建設、維持管理に係る費用のほか、大沢野・大山地域の公共施設複合化事業で言えば、引っ越しや解体等に係る費用であり、市が受けたサービスの対価として支払うものをサービス購入費と言っております。
- 金岡委員 大沢野地域公共施設複合化事業を担うSPCの名称と参加企業を教えてください。
- 行政経営課長 令和３年３月議会で特定事業契約締結の件について議決をいただいておりますが、名称は、おおさわのふらり株式会社です。
参加企業については、出資者のことですが、清水建設株式会社北陸支店、株式会社ホクタテ、三由建設株式会社、株式会社鈴木一級建築士事務所となっております。
- 分科会長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第８３号中企画管理部所管分の意見の表明を行います。
意見の表明はありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 分科会長 意見の表明なしと認めます。
以上で、企画管理部所管分の議案の審査を終了いたします。
次に、報告案件として提出されている
報告第１５号 令和４年度富山市繰越明許費繰越計

算書、第2款総務費中、企画管理部所管分
を議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。

企画管理部次長 〔議案書により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたし
ます。
なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不
要のものです。
以上で、総務文教分科会企画管理部所管分を終了い
たします。

午前10時07分 休憩

~~~~~

午前11時44分 再開

分科会長 これより、総務文教分科会防災危機管理部所管分  
に入ります。  
報告案件として提出されている  
報告第15号 令和4年度富山市繰越明許費繰越計  
算書、第2款総務費中、防災危機管理部所管分  
を議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

防災危機管理部長 〔挨拶〕

防災危機管理部次長 〔議案書により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕



分科会長        ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
                  なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。  
                  以上で、総務文教分科会防災危機管理部所管分を終了いたします。

午前 11時46分 休憩

~~~~~

午後 1時07分 再開

分科会長 これより、総務文教分科会教育委員会所管分の議案の審査を行います。
 議案第83号 令和5年度富山市一般会計補正予算（第2号）、第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第10款教育費、第2条債務負担行為の補正を議題といたします。
 これより、順次、当局の説明を求めます。

教育委員会事務局長 〔挨拶〕

学校教育課長 〔議案第83号中
 人権尊重教育事業について、
 地域部活動推進事業について、
 野外教育活動センタートイレ洋式化について、
 議案説明資料により説明〕

学校保健課長 〔議案第83号中
 学校等の給食用牛乳のストロー購入について、
 宮野小学校・新保小学校における親子調理方式導入に伴う給食室の改修工事について、
 学校給食配送業務委託について、
 議案説明資料により説明〕

民俗民芸村管理センター村長 〔議案第83号中
 民俗民芸村管理センターの空調設備更新について、
 議案説明資料により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。
議案説明資料の順に進行したいと思います。
まず、議案説明資料1ページの教育委員会補正予算
(案) 総括表について、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 議案説明資料2ページの人権尊重教育事業について、
質疑はありませんか。

飯山委員 人権尊重教育事業の指定校に三成中学校を指定した
理由をお聞かせください。

学校教育課長 三成中学校においては、以前から人権尊重に関する
取組を進めておりました。
具体的な取組としては、アサーショントレーニング
というものを取り入れ、自分も相手も気持ちよくコ
ミュニケーションを取ることができるスキルを身に
つけたり、人権週間に生徒会が中心になって人権集
会を実施し、寸劇を交えて人権尊重の啓発を行っ
たりしてきた経緯があります。
これらの取組を発展させ、富山市の小・中学校へそ
の成果や課題を還元できるのではないかと考えて、
指定校といたしました。

飯山委員 何年前からそのような取組をしているのですか。

学校教育課長 今、お話しさせていただいた内容については、令和
4年からです。

飯山委員 まだ1年しかたっていないということですね。
今後の実績について、また教えていただければと思
います。

東委員 (3) 事業内容に、「教職員を対象とした講演会の
開催や、生徒会活動や道徳教育を通じた人権教育を
実施する」と書かれているのですが、具体的な内容
が分かりにくいのです。文部科学省の事業なので、

事業内容は一定程度決定していると思うのですが、具体的に誰を呼んで講演を開催するのかなどについて教えてください。

学校教育課長 現在、三成中学校と相談しながら講演会で誰を呼ぶのか等を協議している段階であり、現時点では具体的なことについては決まっていない状況です。この後、学校教育課で相談に乗りながら進めてまいりたいと考えております。

東委員 生徒会活動や道徳教育も同様に、具体的な取組内容は決まっていないのですか。

学校教育課長 それにつきましても現在、検討中でございますので、今後、具体的な内容を考えてまいりたいと思います。

東委員 文部科学省が実施する令和5年度人権教育研究推進事業の採択を受けたということで、実施状況の報告義務等もあるかと思いますが、議会のほうにも取組内容を開示していただきたいです。

分科会長 議案説明資料3ページの地域部活動推進事業について、質疑はありませんか。

鋪田委員 本会議の一般質問で、活動場所の確保について、中学校の体育館を使えずほかの施設を使うのでは、本末転倒ではないのかという趣旨の質問があったかと思えます。私自身、昨年からドッジボールチームの監督をしておりますので、開放された学校施設を利用している現場の立場から言いますと、本来は中学校を使用できるのが望ましいのです。実際には、休日に施設を利用される地域の方との調整をしなければならないという課題もあると思うのですが、その点も考慮して拠点校を指定されたのでしょうか。

学校教育課長 まず堀川中学校については、利用できる公共施設が周辺でなかなか見つからないという課題があり、そのような学校における部活動の地域移行の進め方を

検証するために選びました。

例えば近隣小学校の体育館は、地域に開放していることから既にたくさんの地域の方々が行事に利用しており、部活動ではなかなか利用できないという状況があるかと思えます。そのような中で、体育館をどれくらい利用できるのか、ふだんと時間をずらすことで利用できるようになるのかなどを検証していきたいと思っています。

和合中学校については、堀川中学校とは逆に近隣にスポーツ施設があります。そのような場合にスポーツ施設をどの程度利用できるのか、部活動の地域移行に生かせるのかということを検証したいと思っています。

奥田中学校については、文化部活動の地域移行ということで、運動部活動とは違う問題点等があるのではないかと考えました。奥田中学校はこれまでも地域の方々と一緒に活動を行ってきたという経緯があり、今後、部活動を地域移行したときに、学校と地域が互いにどの役割を分担していくのかということも考えていけるのではないかと考えております。活動場所については、実証実験の中で探っていきたいと思っています。

鋪田委員

典型的な課題を検証しやすい場所が選ばれたのだろうと理解しました。

休日においては、基本的に中学校内で場所を確保するのが望ましいと思います。今回、中学校内の場所が使えないという前提の下で、近隣のスポーツ施設を利用する和合中学校、近隣の小学校の体育館などを利用する堀川中学校が例として選ばれたと思うのですが、現状としてもそのように認識されているのでしょうか。

学校教育課長

部活動を地域移行して地域クラブとして行うことになると、自校の体育館といえども、ほかの地域クラブの方々が利用する場合と同じように対応しなければならないということがありまして、このような状況が生まれていると認識しております。

- 鋪田委員 つまり、中学校の体育館については、もともと学校開放で地域の方々が利用されており、地域移行した部活動については、地域の方々と同じように利用調整を図る必要があると。部活動といえども地域移行したからには、優先的に体育館を使えるということではないので、近隣の体育館等施設の利用という新たな課題を解決するために、実証実験をするという理解でよろしいのでしょうか。
- 学校教育課長 おっしゃったとおりです。そのような課題を解決するため、これらの学校を選んだという経緯がございます。
- 松尾委員 部活動の地域移行については本会議でも議論されてきたのですが、富山市内における中学生の部活動の加入率はどのような状況ですか。
- 学校教育課長 令和5年5月1日現在で、部活動の加入率は87.7%となっております。
- 松尾委員 たしか私たちの時代では、部活動への加入は必須だったと思うのですが、加入率が87.7%というのは非常に高い割合であるという印象を受けます。今は部活動に強制的に加入させてはいけないという方針があると思いますが、実際に、加入率が87.7%という実態をどのように捉えていらっしゃるのかお聞かせください。
- 学校教育課長 非常に高い加入率だと思っております。学校選択制で部活動を理由に中学校を選ぶ生徒もいます。小学校6年生の子どもたちからは、中学校に入学したら部活動をしたいという憧れや願いをよく聞いておりますので、このような高い数字になっているのだと思います。
- 松尾委員 部活動の加入率が高いということですが、強制的に入部させられることがあってはいけませんし、それでは何の意味もないと思います。

部活動をやりたいという子どもたちがたくさんいる中で、部活動が地域移行していくことによって、部活動に入部できない、入部しない子どもたちが増えるのではないかと気になっています。部活動に入部し、大変だけれども何とか頑張り抜いて一中学校の野球の指導で子どもたちを見ているときもそうだったのですけれども一本当に辛い思いをしながらでも自分の選んだ道だからと、一生懸命に頑張っている子が非常に多かった印象があります。

すごく心配なことが、子どもたちが部活動に入部できなくなる、入部しなくなるということです。これは非常に大きな問題だと感じていて、教育委員会も大変だとは思いますが、私もすごく悩ましいところだと思っております。もちろん、教職員の働き方改革は本当に大事な問題ではあるのですけれども、言葉は悪いですが、大人の都合で部活動に入部しないなど、いろいろな都合で入部できない子ども、もしかしたら出てくるかもしれないなど。負担はあると思いますが、この拠点校の子どもたちが実際にはどう思っているのか、子どもたちの意見などを吸い上げる方法がないものでしょうか。

学校教育課長 当然、部活動は子どもたちのためにあるものですので、子どもたちの意見については、アンケート等を利用して理解していきたいと思っております。

松尾委員 子どもたちの思いがなかなか反映されないことが非常に気になっていました。文部科学省やスポーツ庁などから各自治体に対していろいろと通知されており、それを基に教育委員会としても必死の思いで取り組んでいらっしゃると思います。アンケートで意見を聞いても、実際にどこまでできるのかはまた別の話かもしれませんが、それを理解し子どもたちの思いを知った上で取り組むべきだと思いますので、よろしくお願いいたします。

東委員 地域部活動推進事業について、既に取り組んでいる市町村からは、コーディネーターを配置するという

話が盛んに出ています。コーディネーターの選定基準として、資格や経験が必要なのでしょうか。

学校教育課長 必要な資格は特にございません。
ただ、学校と地域、関係団体との連絡や調整にたけた人材であることは大事だと思っております。
また、部活動の教育的な意義を理解している方であって、学校と地域クラブ等の実情にも精通している方、そして、スポーツまたは文化芸術活動に関して一定程度の知識や経験を有している方になっていただきたいと考えております。

東委員 例えば教職員のOBなどをお願いすることもあるのでしょうか。

学校教育課長 退職された教職員や、既に地域の指導員をされている方にぜひお願いしたいと考えております。

東委員 今回、拠点校として堀川中学校、和合中学校、奥田中学校の3つの中学校が上がっておりますけれども、コーディネーターは各校に何名ずつ配置されるのでしょうか。

学校教育課長 運動部活動の拠点となる堀川中学校、和合中学校には各校2名ずつ、文化部活動の拠点となる奥田中学校には1名を配置することを想定しております。
運動部活動と文化部活動を比べますと、運動部活動のほうが加入している生徒数が圧倒的に多いということもあり、各校に2名と考えております。

東委員 堀川中学校に2名、和合中学校に2名、奥田中学校に1名の計5名を予定しているということですが、今回の補正額280万9,000円については、コーディネーターの皆さんに支払う手当に係る金額ということでしょうか。

学校教育課長 運動部活動においては、コーディネーターへの謝金等の報償金が158万円、指導者の交通費等の費用

弁償が23万7,000円、スポーツ施設等の借上料が16万4,000円、用紙やボール等のいわゆる消耗品が13万1,000円、お茶等の食糧費が1万5,000円で、合計212万7,000円と考えております。

文化部活動においては、コーディネーターへの謝金等の報奨金が20万2,000円、費用弁償が6万円、借上料が41万2,000円、用紙等消耗品が2,000円、お茶等の食糧費が6,000円で、合計68万2,000円となっております。

東委員 これまで実施したことがない事業ということで、いろいろと紆余曲折があるかと思いますが、教育委員会としてもコーディネーターの皆さんとしっかりと話をしながら、状況を確認して進めていただきたいと思います。

分科会長 議案説明資料4ページの野外教育活動センタートイレ洋式化について、質疑はありませんか。

鋪田委員 今回、9か所のトイレが洋式化されるということですが、今後、全てのトイレを順次洋式化していくのでしょうか。予算の都合もあって9か所にとどまっているのでしょうか。

学校教育課長 今回は9か所ですが、和式トイレがまだ残っていますので、今後も洋式化を進めていきたいと思っております。

柞山委員 野外教育活動センターの施設の利用状況を教えてもらえますか。

学校教育課長 令和4年度におきましては、学校行事として利用した児童・生徒及び引率者が延べ6,630人、そのほか学校行事以外の利用者が延べ2,120人で、合計8,750人が利用しております。
令和3年度の利用者は延べ6,600人程度だったので、2,000人以上の増加傾向となっております。

す。
今年度につきましても9, 300人程度が利用すると見込んでおります。

柞山委員 かなり大勢の方が利用されていますが、学校行事で利用された児童・生徒というのは小・中学生ですか。

学校教育課長 学校行事で利用された児童・生徒につきましては、全て小学生です。

柞山委員 学校行事以外で利用された約2, 000人の内訳はいかがでしょうか。

学校教育課長 その他の一般団体につきましては、未就学児、小学生、中学生、高校生、一般となっており、それぞれ一定数いらっしゃいます。

分科会長 議案説明資料5ページの学校等の給食用牛乳のストロー購入について、質疑はありませんか。

赤星委員 購入するストローは、従来、無料がついていたプラスチックのストローと同じものですか。

学校保健課長 お見込みのとおりで、プラスチックストローです。

赤星委員 これを機にストローを取りやめるのはいかがでしょうか。牛乳パックは紙ですから開けられます。リサイクルに出すために児童・生徒が牛乳パックを開いていると思うのですけれども、ストローを取りやめて、牛乳パックを開いて牛乳を直接飲む方法に変えられないでしょうか。

学校保健課長 子どもたちの中には、牛乳パックを自分でうまく開けることができず、開けてもこぼすなどして十分に飲むことができなかったり、飲み口に手を触れてしまうことで衛生上の課題が発生したりする場合がございます。
現在、ストローを使用している子どもたちの行動変

容には、一定の時間がかかると考えております。
現在の牛乳パックはストローで飲むことが前提とな
っておりますので、このようなことからストローを
急に取りやめることができないと考えて、購入費を
要求したものです。

赤星委員 ストローがないとどうしても困る子は仕方がないで
すが、今、コーヒーショップでもプラスチックのスト
ローを取りやめています。そのような方向性を検討
できないのでしょうか。

学校保健課長 給食用のストローは給食の廃棄物としてこれまでも
適切に廃棄してきております。
また、学校における環境教育の中で、資源を有効に
使い、ごみを減らすという取組が行われてきており
ますので、この点については今後も継続していく予
定です。
学校での環境教育等と併せて、ストローを使用せず
に飲むことが可能な牛乳パックの調査、検討などに
ついては、関係機関への申入れや協議といった形で
行ってまいりたいと考えております。

赤星委員 以前からストローを使わずに牛乳パックを開けて飲
んでいる学校もありますので、ぜひそのような方向
性を検討できるように、調査・研究していただきた
いと思います。

分科会長 議案説明資料６ページの宮野小学校・新保小学校に
おける親子調理方式導入に伴う給食室の改修工事に
ついて、議案説明資料７ページの学校給食配送業務
委託について、質疑はありませんか。

赤星委員 新保小学校の児童数が増えており、今年度は児童、
教師を含めて３７０人分、来年度は４００人分近く
の給食が必要になると。
既に生まれているお子さんの分しか推計できないと
思いますが、今後の児童数の見込みについて教えて
ください。

- 学校保健課長 御指摘のとおり、今生まれていない子どもたちの数を出すことはできないのですけれども、令和10年度における給食の食数換算で460人分まで増えるの見込んでおります。
- 赤星委員 新保小学校区のどの辺りでお子さんが増えているのでしょうか。
- 学校保健課長 どこの区域かが分かる資料は現在、持ち合わせておりません。
ただ、新保小学校区の中で住宅開発が進んでいるところがあり、そこでお子さんが増えていると聞いております。
- 赤星委員 宮野小学校では現在何人分の給食を作っているのでしょうか。また児童数の増減についてはどうでしょうか。
- 学校保健課長 令和5年度における給食の食数換算で350食を見込んでおります。
この後、令和7年度、令和8年度には、最大で400食程度まで伸びると見込んでおります。
- 赤星委員 新保小学校の給食室を配膳室に改修するとおっしゃいましたが、令和10年度までは児童数が増え続けても、その後は減っていくかもしれません。そうなった場合に再び自校調理ができるように、給食室に戻すことは考えられるのでしょうか。
- 学校保健課長 新保小学校については、児童数が増加した後に減少するという見込みは現時点では立てておりませんが、宮野小学校については、一定程度の増加の伸びがあった後にそれが止まる可能性があると考えておりますので、それ以上先を見越し、給食室から配膳室に切り替えるためのものです。その間は仮設配膳室の設置を考えております。
- 赤星委員 仮設配膳室を使っている間に、現在の給食室の厨房

機器は全部撤去してしまうのですか。

学校保健課長 お見込みのとおりです。

赤星委員 給食を2トントラックで運ぶということですが、そのために必要な設備の改修などはあるのでしょうか。

学校保健課長 宮野小学校では専用の出入口の設置、新保小学校では運搬車を止める場所の新設と外構の改修を予定しております。

柝山委員 私の住まいは宮野小学校区ですが、児童数が減るとするのは誠に残念だと思います。宮野小学校から新保小学校まで2トントラックで給食を運ぶ際にかかる時間を教えてください。

学校保健課長 約5分かかると見込んでおります。

柝山委員 給食の配送業務委託費が6年間で一先ほど5年間と言われましたが、6年間ではないですか。3,480万1,000円かかるということですが、積算根拠を教えてください。

学校保健課長 令和6年8月から業務を開始し、令和11年度までの債務負担行為となりますので、5年分です。積算根拠といたしましては、1か月当たりの費用である63万2,000円余りに、夏休みの1か月分を除いた11か月を掛け、それが5年分という積算になっております。

柝山委員 新保小学校は用地がないため、給食室の拡大を断念し、近隣の宮野小学校から給食を配送する親子調理方式を導入するということですが、新保小学校の周りは田んぼばかりなので、土地をすぐには買えるような気もします。配送業務委託費がこれからずっとかかるわけですが、今の給食室を拡張するよりも経済的によいという根拠は何かありますか。

学校保健課長 キュービクルという設備や建築の関係で、現状では新保小学校の中で給食室を拡張することができません。

電気代や水道代など切り分けることができないものを除外して仮の計算をしますと、それぞれ2つの学校で調理する場合、配置基準に基づき人件費を計算すると、年間約3,700万円余りになると考えられます。

一方、親子調理方式では、年間約2,700万円余りとなることから、人件費では年間約1,000万円余りの差が出てくると考えられます。

また、親子調理方式で必要となる配送費用は年間約700万円になるため、先ほどの1,000万円から差し引くと差額は約300万円となり、光熱水費や設備に係るランニングコスト等、削減できる費用がそのほかにもあることから、300万円以上の差が出てくると試算しております。

赤星委員 富山市内の学校で親子調理方式を導入するのは初めてですか。

学校保健課長 初めてです。

赤星委員 小学校では自校調理方式を導入しており、毎日学校内で調理員さんたちが給食を作ってくれていると。給食の時間が近づくとだんだんいい匂いがしてくるということで、調理員さんと子どもたちとのふれあいがありました。これは食育の面ではとても大事なことです。親子調理方式になってしまうと、新保小学校ではそのようなふれあいがなくなってしまう。その点を非常に残念に思っているのです。

先日、現地を見に行かせていただきました。給食室の中には入りませんでしたけれども、敷地がぎりぎりだということも分かりましたし、今回は致し方ないですが、非常に残念でかわいそうだと思います。食育の面については十分に配慮していただきたいと思いますが、何か考えておられることはありますか。

- 学校保健課長 宮野小学校と新保小学校には、現在、栄養教諭や栄養職員といった職員が配置されております。この栄養教諭、栄養職員は、食育に関して大変大きな役割を果たしています。
親子調理方式が導入されても、基本的にはこの職員の配置を変えることはなく、これまでと同様に食育に取り組んでいきたいと考えております。
- 東委員 配送時間が5分ぐらいの距離ですけれども、食品を運搬してもらうこととなりますので、配送業者には衛生面等にしっかりと気をつけていただく必要があると思います。
これから入札等を行いますが、衛生面で課す条件等について想定していることをお聞かせください。
- 学校保健課長 具体的な内容につきましては仕様書等に記載することになりますが、学校の環境等に合わせた内容になるかと思えます。また、学校給食の配送に関しましては、これまでも学校給食センターからの配送が実施されておりますので、学校給食法などの関連法令のほか、学校給食衛生管理基準や学校給食衛生管理マニュアルに対応することなど、既存の配送業務の基準を参考として作成してまいりたいと考えております。
- 分科会長 議案説明資料8ページの民俗民芸村管理センターの空調設備更新について、質疑はありませんか。
- 赤星委員 エアコンを1台更新するということですが、これは何年度に設置されたエアコンでしょうか。
- 民俗民芸村管理センター村長 2007年度です。
- 赤星委員 ここ数年、いろいろな文化施設でエアコンの不具合が出てきています。縄文広場だったと思うのですが、予算がついたのに何年もエアコンが設置されなかったということがあったのですけれども、今発注すれ

ば、調達や工事、取付けはすぐにはできるのでしょうか。

民俗民芸村
管理センター村長 今のところ業者からは、発注すればすぐに取り付けられると伺っております。

赤星委員 もう1台のエアコンについては問題は全くないのでしょうか。

民俗民芸村
管理センター村長 もう1台のエアコンにつきましては問題はございません。

分科会長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第83号中教育委員会所管分の意見の表明を行います。
意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。
以上で、教育委員会所管分の議案の審査を終了いたします。
次に、報告案件として提出されている
報告第12号 令和4年度富山市継続費繰越計算書、
第10款教育費、
報告第15号 令和4年度富山市繰越明許費繰越計算書、
第10款教育費、
以上2件を一括議題といたします。
これより、順次、当局の説明を求めます。

学校施設課長 〔報告第12号について、
議案書により説明〕

学校教育課長 〔報告第15号中
教育総務費について、
議案書により説明〕

学校施設課長 〔報告第15号中
小学校費（施設学校管理事務費、学校施設整備事業費）について、
中学校費（学校施設整備事業費、屋内運動場建設事業費、校舎改築事業費）について、
議案書により説明〕

学校再編推進課長 〔報告第15号中
小学校費（統合校の新設事業費）について、
議案書により説明〕

教育総務課長 〔報告第15号中
小学校費（新型コロナウイルス感染症対策事業費）について、
中学校費（新型コロナウイルス感染症対策事業費）について、
議案書により説明〕

学校保健課長 〔報告第15号中
中学校費（給食センター管理事務費）について、
議案書により説明〕

郷土博物館長 〔報告第15号中
社会教育費について、
議案書により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。
以上で、総務文教分科会教育委員会所管分を終了いたします。

午後 2時07分 休憩

~~~~~

午後 3時15分 再開

分科会長 これより、総務文教分科会財務部所管分及び歳入等の議案の審査を行います。  
議案第83号 令和5年度富山市一般会計補正予算（第2号）、第1条歳入歳出予算の補正中、歳入全部、歳出第2款総務費中、財務部所管分、第3条地方債の補正を議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

財務部長 〔挨拶〕

財政課長 〔議案第83号中一般会計補正予算（歳入・地方債）について、議案概要書により説明〕

管財課長 〔議案第83号中本庁舎2階屋根防水更新業務について、議案説明資料により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第83号中財務部所管分及び歳入全部、地方債の補正の意見の表明を行います。  
意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。  
以上で、財務部所管分及び歳入等の議案の審査を終

了いたします。  
次に、報告案件として提案されている  
報告第15号 令和4年度富山市繰越明許費繰越計算書、第2款総務費中、財務部所管分、  
報告第23号 令和4年度富山市事故繰越し繰越計算書、第2款総務費、  
以上2件を一括議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

管財課長           〔議案書により説明〕

分科会長           これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長           ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。  
以上で、総務文教分科会財務部所管分を終了いたします。  
これで、6月定例会の当分科会に送付されました全議案の審査は終了いたしました。  
委員各位に御相談申し上げます。  
分科会長報告については、正・副分科会長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長           それでは、そのように取り計らいます。  
これをもって、令和5年6月定例会の予算決算委員会総務文教分科会を閉会いたします。

令和5年6月定例会  
予算決算委員会総務文教分科会記録署名

分科会長 松 井 邦 人

署名委員 飯 山 勝 彦

署名委員 東 篤